

## 第 15 回検討会における「条例素案（正副座長案）」に対する委員意見への対応案

## ○ 全体

	委員意見の概要	対応案
1	全体的に「の」が多いので、もう少し読みやすくないか。(濱井委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「魅力の向上」を「魅力向上」とするように条例の表現において「の」を削ることは、これまでの条例や法律における表現ぶりに鑑みるとなかなか難しいが、「木材の利用」については、「第 2 定義」(2)で「木材利用」として定義することにより、条例全体を通して「木材利用」とすることとしたい。また、「第 15 木材利用の促進」(6)の「販路の拡大」については、法令に使用例があったため、「販路拡大」としたい。</li> </ul>
2	条例の対象とする「木材」から「外国産材」を抜くことはできないか。(西場委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の公共建築物等木材利用促進法においても WTO の内外無差別原則との関係で、対象は外国産材を含む木材としており、他の先進条例制定県においても外国産材を抜いた木材(=国産材)を対象としているところは存在しない中で、本県の条例の対象から外国産材だけを除外することは、対外的な説明が非常に困難と考える。ただし、「第 3 基本理念」(2)でウッドマイレージの考え方を示すことで、外国産材が最も利用促進の優先度が低いことは明らかになると考える。</li> </ul>

○ 条例の名称

	委員意見の概要	対応案
1	現在の名称の案では県産材の利用を最優先とするということが読み取りがたいと考えるので、「三重県産材を最優先と考えながら木材の利用を促進する条例」のような名称とならないか。(中瀬委員)	・御指摘を踏まえ、条例の名称は、現時点での仮称であるが、「三重県産材を最優先とする木材利用の促進に関する条例」とすることとしたい。

○ 前文

	委員意見の概要	対応案
1	2050年にCO <sub>2</sub> の排出0を目指す「脱炭素宣言」について、「前文」のどこかに盛り込めないか。(杉本委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の「脱炭素宣言」については、菅内閣総理大臣の所信表明演説で行われたものであり、また、県の「脱炭素宣言」についても、法的効果のない事実上の宣言にとどまるものであって、いずれも2050年とはいえ期限があるものでもあるので、条例に位置付けるのは難しいと考える。また、木材利用の脱炭素への貢献は、木材を利用することが豊かな森林につながり、豊かな森林は炭素を固定化するのにつながるという間接的なものであり、今回の条例制定の背景として位置付けるのには弱いところがあると考えられる。なお、現在の「前文」でも、第2段落で木材の利用が地球温暖化の防止につながることは明記している。</li> </ul>
2	「前文」の中で、「暮らし」、「生活」、「人生」が混在しているので、整理したほうがよいのではないか。(杉本委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、「第1 目的」、「第3 基本理念」も含め、「暮らし」に統一することとしたい。なお、第5段落の「人生」については、我々(県民)の木材利用への決意という文脈の中で、その時その時の「暮らし」よりも、長期的・包括的な県民一人一人の営みという趣旨で用いているため、そのままとしている。</li> </ul>
3	第5段落の「社屋や住宅への木材の利用」については、「社屋や住宅などへの木材の利用」としてはどうか。(西場委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、「住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業生活における木材の利用」を「日常生活及び事業生活における住宅、社屋等への木材利用」と修正することとしたい。</li> </ul>

○ 第3 基本理念

	委員意見の概要	対応案
1	<p>ウッドマイレージの考え方を示す中でも、県産材の利用が最優先であることを明確にできないか。(西場委員)</p>	<p>・御指摘を踏まえ、(1)において「県産材の利用を優先的に促進する」を「県産材の利用を最も優先して促進する」に修正するとともに、(2)において「近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進する」を「近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努める」に修正することとしたい。また、併せて「前文」第6段落の「木材、その中でも特に県産材を優先して利用する社会」を「木材、その中でも県産材を最も優先して利用する社会」に修正するとともに、「第13 木材利用方針」③の「県産材の利用を優先的に促進する」を「県産材の利用を最も優先して促進する」に修正することとしたい。</p>
2	<p>(2)のウッドマイレージの考え方は、「第3 基本理念」から外して別に規定することはできないか。(西場委員)</p>	<p>・「第3 基本理念」は条例を貫く考え方を示した部分であり、ウッドマイレージの考え方はまさにそのような考え方なので、ここ以外の部分で位置付けるのは困難である。また、仮に別建ての条文とした場合、それだけの条文となり目立ってしまうので、むしろウッドマイレージの考え方が強調されているように受け取られるおそれもあるため、「第3 基本理念」に位置付けることが適当であると考えている。</p>

○ 第14 県の率先利用

	委員意見の概要	対応案
1	<p>①では、「木造」、「木質化」という表現を用いたほうがわかりやすいのではないか。(中森委員)</p>	<p>・1つの条文で、「原則として木造とすること」、「木造とできない場合は木質化すること」、「その中で原則として県産材を使用すること」を全て盛り込むことは表現ぶりとしてなかなか難しいため、現在の正副座長案のような表現となっていることを御理解いただければと思う。また、「木造」はともかく、「木質化」については定義が必要と考えられるが、そうすると条文が煩雑になってしまう懸念もある。なお、「主要構造部に県産材を使用すること」が「県産材による木造」を意味しており、「その他の部分に県産材を使用すること」が「県産材による木質化」を意味している。</p>

○ 第15 木材利用の促進

	委員意見の概要	対応案
1	<p>具体的施策の中で、災害仮設住宅における木材利用の促進などの具体例を盛り込んでもよいのではないか。(中森委員)</p>	<p>・少し詳細すぎる内容となるので、条文の中に例示として災害仮設住宅における木材利用の促進などの具体例を盛り込むことは難しいが、逐条解説においては、御指摘のものも含め、具体的な例示を盛り込むこととしたい。</p>
2	<p>(6)の「魅力の向上その他の県産材の国内外への販路の拡大」は、「魅力の向上及び県産材の国内外への販路の拡大」としたほうがわかりやすいのではないか。(濱井委員)</p>	<p>・御指摘のとおり修正することとしたい。</p>

○ 第19 財政上の措置

	委員意見の概要	対応案
1	<p>県民の税金を使う財政上の措置の対象は、県産材の利用の促進に関する施策に限定すべきではないか。(中瀬委員)</p>	<p>・「財政上の措置」は必ずしも住宅等への補助制度だけではなく、県民へのPR等のソフト施策も含めた予算措置を意味するものであるため、条例の対象が木材全般である以上、「財政上の措置」の対象を県産材の利用の促進に関する施策に限定することは適当ではないと考える。ただし、条例に基づく具体的な施策を定める「木材利用方針」は「県産材の利用を最も優先して促進することを基本とする」(「第13 木材利用方針」③) こととなっており、財政上の措置の対象としては当然、県産材の利用の促進に関する施策が中心になってくものと考えられる。</p>